

日専連QUICPay会員規定

一 般 条 項

第1条(目的等)

1. 本規定は、株式会社日専連ライフサービス(以下「日専連」という。)および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」、日専連と併せて「両社」という)ならびにJCBの提携するカード発行会社が共に運営する『QUICPay』と称するICチップを用いた非接触式クレジット決済システム(以下「本決済システム」という。)の内容、利用方法、ならびに第2条第1項(2)に定めるQUICPay会員と日専連との間の契約関係等について定めるものです。
2. 本規定は、第2条第1項(2)に定めるQUICPay会員の本決済システム利用について適用されます。

第2条(用語の定義)

本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次の通りです。本規定において特に定めのない用語については、日専連所定の会員規約(以下「会員規約」という。)におけるのと同様の意味を有します。

- (1)「本カード」とは、本決済システムの利用を可能とする機能を搭載した両社所定の非接触式ICカードをいいます。
- (2)「QUICPay会員」とは、会員規約に定める会員のうち、本規定を承認のうえ、本決済システムの利用および本カードの貸与を希望し、日専連がこれを承認した方をいいます。
- (3)「親カード」とは、QUICPay会員が会員規約に定める会員として自己に貸与されている日専連所定のクレジットカードのうち、本決済システム利用代金の支払い方法としてあらかじめ指定するクレジットカードをいいます。
- (4)「QUICPay加盟店」とは、両社が定める所定の標識が掲げられた本決済システムの利用が可能な加盟店をいいます。
- (5)「QUICPay専用端末」とは、本カードを使用して本決済システムを利用するために、QUICPay加盟店に設置された専用端末をいいます。
- (6)「QUICPayID」とは、本カードを使用して本決済システムを利用するために、QUICPay会員に個別に付される20桁の数字からなるIDをいいます。

第3条(本カードの発行及び貸与)

1. QUICPay会員となろうとする者(以下「QUICPay入会申込者」という。)は、日専連所定の『QUICPay入会申込書』に必要事項を記入し、本決済システムの利用を申し込むものとします。(以下「本入会申し込み」という。)なお、新たに日専連指定のクレジットカードの申込みを行う場合、本カードも同時に申し込むものとします。
2. 日専連は、QUICPay入会申込者のうち、日専連が審査のうえ承認した方に対し、日専連が発行する本カードを貸与します。なお、日専連は、以下の各号に該当すると判断した場合には、入会を承認しません。
 - (1) 本入会申し込みに際し、虚偽の事実を記入し、または偽造もしくは変造にかかる資料を添付した場合。
 - (2) 本入会申し込みに際し、あらかじめ指定した親カードが無効である場合。
3. QUICPay会員と日専連との間の本決済システム利用に関する契約は、日専連が前項に定める承認をした時に成立します。
4. 本カード上には、QUICPay会員名、QUICPayIDおよび有効期限等(以下「本カード情報」という。)が表示されます。本カードは、その貸与を受けたQUICPay会員本人以外、使用できません。
5. QUICPay会員は、自己に貸与された本カードおよび本カード情報を、善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理しなければなりません。本カードの所有権は日専連にあり、QUICPay会員は、本カードの譲渡、貸与、預託もしくは担保提供等一切の処分または本カードの占有移転を行わないものとします。
6. QUICPay会員は、自己に貸与された本カードに搭載されたICチップにつき、

偽造、変造、もしくは複製または、分解もしくは解析等を行ってはなりません。
7. QUICPay会員が前三項に違反したことにより、第三者が本カードまたは本カード情報を使用して本決済システムを利用した場合、日専連は、当該第三者による利用をQUICPay会員本人による利用とみなします。

第4条(有効期限、更新)

1. 本カードの有効期限は、日専連が指定するものとし、本カード上に表示された年月の末日までとします。
2. 日専連は、本カードの有効期限までに退会の申し出がなくかつ会員資格を喪失していないQUICPay会員のうち、日専連が審査のうえ、引き続きQUICPay会員として承認する方に対し、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という)を発行します。

第5条(カード発行手数料)

QUICPay会員は、本カードが発行または更新された場合にはそれぞれ、本カードにつき、発行または更新された枚数に応じた日専連所定の本カード発行手数料を、親カードで支払うものとします。

第6条(届出事項の変更等)

1. QUICPay会員は、日専連に届け出た氏名、住所、電話番号等もしくは指定カードの会員番号に変更が生じた場合は、遅滞なく、日専連所定の方法により届け出るものとします。
2. 前項の届出がないために当社からの通知書その他の送付書類が延着し、または到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
3. QUICPay会員に対する通知書その他の送付書類は、親カードの届出住所宛に発送するものとします。

第7条(本カードの再発行)

日専連は、本カードの紛失、盗難、破損、汚損等の理由によりQUICPay会員が希望し、J日専連が審査のうえ適当と認めた場合、本カードを再発行します。この場合、QUICPay会員は、再発行された本カードにつき、日専連所定の本カード再発行手数料を親カードで支払うものとします。

第8条(本カード利用方法)

1. QUICPay会員は、QUICPay加盟店において本カードを提示し、QUICPay専用端末に本カードをかざす等両社所定の操作を行うことにより、QUICPay加盟店から商品・権利を購入し、役務の提供等を受けること(以下「本カード利用」という。)ができます。この際、本カードを提示し、または署名をする必要はありません。
2. 前項にかかわらず、QUICPay加盟店は、本カード利用状況に応じて、日専連に対し、第10条第1項に定める本カード利用が可能な金額を照会し、また、QUICPay会員本人による利用であることを確認する場合があります。なお、この利用可能な金額の照会には、通信回線の利用状況等により、多少時間がかかる場合もあります。
3. QUICPay会員は、第14条に定めるほか、以下の各号に定める場合、本カードを利用することができないことがあります。
 - (1) 本カードの物理的な破損・汚損等により、QUICPay専用端末において本カードの取扱ができない場合。
 - (2) 親カードにつき、紛失・盗難またはその他会員規約に定める理由により、利用が一時停止されている場合。
 - (3) その他、日専連が、QUICPay会員による本カード利用を適当でないと判断した場合。

第9条(本カード利用が可能な金額)

1. QUICPay会員は、指定カードについて定められたカード利用可能枠からカード利用残高を差し引いた金額の範囲内で、本カードを利用することができます。
2. 前項にかかわらず、QUICPay会員による本カード利用は、1回あたり金20,000円を上限とします。

第10条（債権譲渡の承諾、立替払いの委託）

- QUICPay加盟店とJCBまたはJCBの提携会社との契約が債権譲渡契約の場合、QUICPay会員は、QUICPay加盟店が自己に対して取得する本カード利用にかかる代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡に際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。
 - QUICPay加盟店がJCBに債権譲渡したうえで、日専連がJCBに立替払いすること。
 - QUICPay加盟店がJCBの提携会社に債権譲渡したうえで、日専連が当該JCBの提携会社に対して立替払いすること。
- QUICPay加盟店と日専連、JCBまたはJCBの提携会社との契約が立替払い契約の場合、QUICPay会員は、QUICPay加盟店が自己に対して取得する本カード利用にかかる代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。
 - 日専連がQUICPay加盟店に対し立替払いすること。
 - JCBがQUICPay加盟店に立替払いしたうえで、日専連がJCBに立替払いすること。
 - JCBの提携会社がQUICPay加盟店に立替払いしたうえで、日専連が当該JCBの提携会社に立替払いすること。
- 商品の所有権は、日専連が立替払いをしたときに日専連に移転し、本カード利用代金が完済されるまで、日専連に留保されます。

第11条（本カード利用代金の支払い区分および支払い方法）

- 本カード利用代金の支払い区分は、「1回払い」に限られます。ただし、親カードについて別途支払い区分が定められている場合は、当該支払区分に従います。
- 本カード利用代金の支払いに関しては、本カードの利用は親カードの利用とみなされます。
- QUICPay会員は、会員規約に定める親カードの利用代金の支払い期日および支払い方法と同様に、本カード利用代金を支払うものとします。
- QUICPay会員は、親カードの会員番号、有効期限等が日専連により変更された場合であっても、本カード利用代金の全額を異議なく支払うものとします。

第12条（QUICPay会員の退会、QUICPay会員資格の喪失等）

- QUICPay会員は、日専連所定の方法により、本規定を解約またはQUICPay会員を退会することができます。
- QUICPay会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当然に本規定を解約されます。
 - QUICPay会員が、会員規約に定める会員資格を喪失した場合。
 - QUICPay会員の更新カードが発行されることなく、本カードの有効期限が経過した場合。
- QUICPay会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、日専連がQUICPay会員資格の喪失の通知をしたとき会員資格を喪失します。
 - QUICPay会員が、本規定および会員規約に違反した場合。
 - QUICPay会員による本カードの利用状況が適当でないと日専連が判断した場合。
 - 本カードの最終使用日より日専連が定める一定期間本決済システムの利用がない場合。
- QUICPay会員は、前3項のいずれの場合においても、日専連の指示に従い、直ちに本カードを返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとします。
- QUICPay会員は、日専連が第3条または、第7条に基づき送付した本カードについて、QUICPay会員が相当期間内に受領しない場合には、QUICPay会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとします。

第13条（本カードの紛失・盗難等）

本カードの紛失・盗難等により、本カードが第三者に使用された場合には、会員規約の「カードの紛失・盗難等」に関する規定が準用されるものとし同規定による保険の適用が受けられない場合は、すべて会員において負担するものとします。

第14条（本サービスの一時停止、中止）

- 日専連は、以下の各号のいずれかに該当する場合、QUICPay会員に対する事前の通知なく、本決済システムの運営を一時停止または中止することができます。
 - 本決済システムの運営のための装置およびシステムにかかる保守点検、更新を定期的にまたは緊急に行う場合。
 - 火災、天災、停電その他の不可抗力により、本決済システムの運営継続することが困難である場合。
 - その他、日専連が本決済システムの運用の一部停止、中止が必要と判断した場合。
- 日専連は前項に定めるほか、技術上または営業上の判断等により、QUICPay会員に対し事前に通知することにより、本決済システムの運営を一時停止または中止することができます。
- 前2項に定める本決済システムの運営の一時停止または中止により、QUICPay会員または第三者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、日専連は一切責任を負いません。

第15条（適用関係）

本規定に定めのない事項については、全て会員規約を準用するものとします。

第16条（規定の改定）

本規定に定めのない事項については、全て会員規約を準用するものとします。

第17条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

QUICPay会員、QUICPay入会申込者（以下併せて「QUICPay会員等」という。）は、日専連が自己の個人情報（本項（1）に定めるものをいう）につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

- 本カードの機能、付帯サービス等の提供のために、以下の個人情報に関する情報（以下「個人情報」という）を収集、利用すること。
 - 属性情報：QUICPay会員等が入会申込み時および第6条に基づき届け出たQUICPay会員等の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、その他連絡先、メールアドレス、アンケート欄への回答内容等
 - 契約情報：申込日、入会日、入会店舗、有効期限等の契約内容に関する情報
 - 取引情報：本カードの利用件数、利用金額、購入商品、利用サービスの種類区分、利用QUICPay加盟店の業種区分等の本カード利用の概況に関する情報
 - 支払情報：本カードに関するQUICPay会員の利用残高
- 以下の目的のために、個人情報を利用すること、ただし、QUICPay会員等が本号に記載する個人情報の利用について日専連に中止を申し出た場合、日専連は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。
 - 日専連のクレジット関連事業を含む金融サービスにおいて取り扱う商品・サービス等についての宣伝印刷物の送付・Eメールの送信等の方法によりご案内すること。
 - 日専連のクレジット関連事業を含む金融サービス事業における市場調査、商品開発および営業活動のため
 - 提携企業から委託を受けて行う宣伝印刷物の送付・Eメールの送信等による商品等のご案内、市場調査および営業活動のため

※なお、上記の具体的な事業内容については、日専連のホームページ等に記載し、お知らせしております。

<http://www.nissenren-sendai.or.jp/>

(3) 本規定に基づく業務を日専連が他の企業に委託する場合に、日専連は当該委託業務の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じたうえでQUICPay会員等の個人情報を当該業務委託先に預託します。

第18条 (個人情報の開示、訂正、削除)

1. QUICPay会員等は、日専連に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示を求める場合には、第20条記載の窓口に連絡してください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類手数料等)の詳細についてお答えします。
2. 前項の場合、QUICPay会員等は本人であることを証明するための書類(自動車運転免許証、パスポート等)を提示する等、開示請求先所定の手続に従うとともに、開示請求先所定の手数料手数料を負担します。
3. 開示請求により、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、日専連はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第19条 (個人情報の取り扱いに関する不同意)

1. 日専連は、QUICPay会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または第17条乃至第21条に定める個人情報の取り扱いについて承認できない場合は、QUICPay入会を断ることや、QUICPay会員の資格喪失手続きをとることがあります。ただし、第17条第1項(2)に記載する個人情報の利用について同意しないことを理由に日専連が、入会を断ることや会員の資格喪失手続きをとることはありません。
2. QUICPay会員が、第17条第1項(2)に同意しない場合、日専連は当該すべての利用を行わないものとします。ただし、ご利用明細書送付の際の同封物についてはこの限りではありません。
3. 前項に該当する場合、当該利用目的に関連してQUICPay会員等に提供されるサービスの全部または一部を受けられないことについて、QUICPay会員等は予め了承します。

第20条 (個人情報に関するお問い合わせ先)

宣伝印刷物の送付等の中止および個人情報の開示・訂正・削除の請求について、その他会員等の個人情報に関するお問い合わせ先・ご意見は、下記の日専連コールセンターまでお願いします。

日専連ライフサービス コールセンター

〔電話番号〕022-267-9222

第21条 (契約不成立時および退会・資格喪失後の個人情報)

日専連がQUICPay入会を承認しない場合および第12条に定めるQUICPay会員退会またはQUICPay会員資格の喪失後も、第17条に定めるところ(ただし、第17条第1項(2)に定めるところを除く。)および開示請求等に必要な範囲で、法令等または日専連が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

QUICPayモバイル特約

第1条 (目的等)

1. 本特約は、両社が別途指定する本決済システムに対応しうる機能を提供した携帯電話(以下「指定携帯電話」という。)を使用する方法による本決済システムの利用方法を定めるものです。
2. 本特約は、第2条に定めるQUICPayモバイル会員の本決済システム利用について第2条に定めるQUICPayモバイル会員に適用されます。
3. 本特約におけるそれぞれの用語の意味は、本特約において特に定めるほか、日専連所定の会員規約(以下「会員規約」という。)およびQUICPay会員規定(以下「本規定」という。)におけるのと同様の意味を有します。

第2条 (QUICPayモバイル会員)

「QUICPayモバイル会員」とは、本規定に定めるQUICPay会員のうち、本特約を承認の上、指定携帯電話を使用する方法による本決済システムの利用を申し込み、日専連がこれを承認した方をいいます。

第3条 (モバイルID・パスワードの発行)

1. QUICPayモバイル会員となろうとする者(以下「QUICPayモバイル入会申込者」という。)は、本規定において、指定携帯電話による本決済システムの利用を希望する旨明記して、本決済システムの利用を申し込むものとします。なおQUICPayモバイル入会申込者は、自己の使用する携帯電話が指定携帯電話ではないために、本決済システム利用ができない場合でも、第10条に定める発行手数料が返金されないことにつき承諾します。
2. 日専連は、QUICPayモバイル入会申込者のうち、審査のうえ承認した方に対し、QUICPayモバイル会員ごとに定められたID(以下「モバイルID」という。)およびパスワード(以下「パスワード」という。)を発行し、日専連所定の方法により通知します。なお、モバイルIDおよびパスワードは、日専連が通知する所定の期間(以下「会員情報登録期間」という。)内に第5条に定める会員登録情報がなされない場合または一度でも同会員情報登録に利用された場合には無効となります。
3. QUICPayモバイル会員と日専連との本特約に基づく指定携帯電話を使用する方法による本決済システムの利用に関する契約は、日専連が前項に定める承認をしたときに成立します。
4. QUICPayモバイル会員に通知された当該モバイルIDおよびパスワードは、当該通知を受けたQUICPayモバイル会員本人以外、使用できません。QUICPayモバイル会員は、自己に通知されたモバイルIDおよびパスワードを善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理するものとし、第三者に使用させてはなりません。
5. QUICPayモバイル会員は、第5条に定める会員情報登録を行う以前に、自己に通知されたモバイルIDおよびパスワードを紛失した場合には、ただちに、日専連所定の方法によりその旨届け出るものとします。
6. QUICPayモバイル会員が、前二項に違反したことにより、第三者がモバイルIDおよびパスワードを使用して本決済システムを利用した場合、日専連は、当該第三者による利用をQUICPayモバイル会員本人による利用とみなします。

第4条 (準備事項)

1. QUICPayモバイル会員は、第5条に定める会員情報登録に先立ち、自己の責任および費用負担において、指定携帯電話およびこれに付随して必要となる各種機器の準備、指定携帯電話の利用にかかる携帯電話通信事業者との携帯電話を利用したインターネット利用サービス契約の締結、およびその他指定携帯電話を使用する方法による本決済システムの利用に必要な準備を行うものとします。
2. QUICPayモバイル会員が、前項に定める準備を怠ったことにより本決済システムの利用ができない場合、日専連は一切の責任を負いません。また、QUICPayモバイル会員と携帯電話通信事業者との間の携帯電話

話を利用したインターネット利用サービス契約が、理由のいかんを問わず終了した場合には、指定携帯電話を使用する方法による本決済システムの利用の一部または全部が制限される場合があります。

第5条(会員情報登録)

1. 日専連は、QUICPayモバイル会員に対し、モバイルIDおよびパスワードを通知することにより、QUICPayモバイル会員の指定携帯電話内に装備されたICチップに、QUICPayモバイル会員名、QUICPayIDおよび有効期限等(以下「モバイル会員情報」という。)を書き込みまたは読み出すためのアプリケーション(以下「本アプリケーション」という。)をダウンロードしたうえで、当該ICチップにモバイル会員情報を格納(以下「会員情報登録」という。)する権利を許諾します。
2. QUICPayモバイル会員は、本決済システムの利用のために使用する予定の自己の指定携帯電話から、日専連所定の方法により本アプリケーションをダウンロードした上で、自己に通知されたモバイルIDおよびパスワードを入力する等日専連所定の操作を行うことにより、当該携帯電話に会員情報登録を行うものとします。

第6条(本モバイル)

1. 前条の手順に従い会員情報登録が完了した当該携帯電話を「本モバイル」といいます。当該会員情報登録の完了により、QUICPayモバイル会員は、本モバイルを使用する方法により、本決済システムの利用をすることが可能になります。なお、QUICPayモバイル会員に対しては、本規定に定める本カードは発行、貸与されません。
2. QUICPayモバイル会員は、自己に通知されたモバイルIDおよびパスワード同様、本モバイルを、善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理するものとします。
3. QUICPayモバイル会員は、本モバイルにつき、機種変更もしくは修理または第三者に対する譲渡、貸与、預託、担保提供等もしくは廃棄等一切の処分をする場合には、日専連所定の方法により、その旨届け出るものとし、かつ、本モバイル内に記録されている本アプリケーションおよびモバイル会員情報を事前に削除するものとします。
4. QUICPayモバイル会員は、本モバイルを紛失し、または盗難等の被害にあった場合には、ただちに、日専連所定の方法によりその旨届け出るものとします。
5. QUICPayモバイル会員は、本モバイル内に装備されたICチップおよび本アプリケーションにつき、偽造、変造、もしくは複製または分解もしくは解析等を行ってはなりません。
6. QUICPayモバイル会員が、前四項に違反したことにより、第三者が本モバイルを使用して本決済システムを利用した場合、日専連は、当該第三者による利用をQUICPayモバイル会員本人による利用とみなします。

第7条(本モバイル利用可能な金額)

本モバイルの利用可能な金額は、本規定に定める本カードの利用可能な金額に準じます。なお、親カードについて定められたカード利用可能枠から差し引かれるカード利用残高には、QUICPayモバイル会員による本モバイル利用残高も含まれます。

第8条(有効期限)

1. 本モバイルの有効期限は、日専連が指定するものとし、モバイルIDおよびパスワードを通知する際、併せて通知します。
2. 日専連は、本モバイルの有効期限までに退会の申し出がなくかつ会員資格を喪失していないQUICPayモバイル会員のうち、日専連が審査のうえ、引き続きQUICPayモバイル会員として承認する方に対し、有効期限を更新し、新たなモバイルIDおよびパスワードを発行し、通知します。
3. 前項の場合、QUICPayモバイル会員は、新たに発行、通知されたモバイルIDおよびパスワードを使用して、改めて、第5条に準じて会員情報登録を行うものとします。

第9条(モバイルIDおよびパスワードの再発行)

1. 日専連は、モバイルIDおよびパスワードの紛失もしくは会員情報登録期間の経過による無効または、本モバイルの紛失、盗難、破損もしくは汚損等の理由により、QUICPayモバイル会員が希望し、日専連が審査のうえ適当と認めた場合、モバイルIDおよびパスワードを再発行します。
2. 前項の場合、QUICPayモバイル会員は、新たに発行、通知されたモバイルIDおよびパスワードを使用して、第5条に準じて会員情報登録を行うものとします。

第10条(モバイルIDおよびパスワードの発行手数料)

QUICPayモバイル会員は入会時、有効期限の更新時または再発行時にそれぞれ、本モバイルにつき、日専連所定のモバイルIDおよびパスワードの発行手数料を親カードで支払うものとします。

第11条(QUICPayモバイル会員退会、QUICPayモバイル会員資格の喪失)

1. 本特約のQUICPayモバイル会員による退会および同会員資格の喪失は、本規定の定めるところに準じます。また、本モバイル最終使用日より日専連が別途定める一定期間本決済システムの利用がない場合についても、同様とします。
2. QUICPayモバイル会員が退会もしくは会員資格を喪失した場合、または本モバイルが無効となった場合、QUICPayモバイル会員は日専連の指示に従い、直ちに、本モバイル内に記録されている本アプリケーションおよび本モバイル情報を削除するものとします。なお、QUICPayモバイル会員が本アプリケーションおよび本モバイル情報の削除を行わなかったことにより、第三者が本モバイルを使用して本決済システムを利用した場合、日専連は、当該第三者による利用をQUICPayモバイル会員本人による利用とみなします。

第12条(知的財産権等)

本アプリケーションに関する知的財産権等は、日専連またはJCBに帰属します。QUICPayモバイル会員は本アプリケーションを、本特約で定められた用途以外に使用することはできません。

第13条(免責事項)

1. 日専連は、QUICPayモバイル会員が本モバイルを使用して本決済サービスを利用したことにより、本モバイルの通話機能、インターネット通信機能もしくはその他の機能、または本モバイル内に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、QUICPayモバイル会員または第三者に損害が発生した場合といえども、日専連に故意または重過失があった場合を除き、その賠償の責任を負いません。
 2. 日専連は、本規定または本特約に別途定める場合を除き、指定携帯電話および指定携帯電話内に装備されたICチップ等の技術的な欠陥、品質不良等の原因により、QUICPayモバイル会員が本モバイルを使用して本決済システムを利用することができない場合といえども、一切の責任を負いません。
- ただし、本決済システムが利用できない原因が、日専連の故意または重過失による本アプリケーションの技術的な欠陥、品質不良等によることが明らかである場合はこの限りではありません。

第14条(適用関係)

本特約に定めのない事項については、全て本規定および本規定が準用する会員規約を準用するものとします。その場合、「本カード」は「本モバイル」と読み替えます。

第15条(特約の改定)

将来、本特約が改定され、日専連がその内容を書面その他の方法により通知した後にQUICPayモバイル会員が本モバイルを利用した場合、日専連は、QUICPayモバイル会員が当該改定内容を承認したものとみなします。

株式会社日専連ライフサービス

〒980-6109 仙台市青葉区中央1-3-1 AER9F TEL022-267-9211